

○町田市特定公共物管理条例

平成13年12月27日

条例第33号

道路部道路管理課

改正 平成14年7月1日条例第28号

平成16年6月30日条例第39号

平成20年12月25日条例第50号

平成23年3月31日条例第12号

平成27年3月31日条例第21号

平成29年3月31日条例第11号

令和3年3月31日条例第12号

注 平成16年6月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この条例は、法令に特別の定めがあるもののほか、町田市に存する特定公共物の管理又は利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「特定公共物」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 市有土地における河川法（昭和39年法律第167号）の適用又は準用を受けない河川

(2) 市有土地における水路及びため池

(3) 前2号に掲げるものに付属する工作物又は施設

(4) 市有土地における道路法（昭和27年法律第180号）の適用を受けない道路

(5) 前号に掲げるものに付属する工作物又は施設

(維持管理)

第3条 市長は、特定公共物を常に良好な状態に維持し、適正な利用が図られるよう

に管理しなければならない。

(禁止行為)

第4条 何人も特定公共物に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 特定公共物を損壊し、又は汚損すること。
- (2) 特定公共物に塵芥<sup>じんがい</sup>、汚物、石、土砂、竹木又は廃棄物等を投棄すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特定公共物の保全又は利用に支障を及ぼす恐れのある行為

(占用等の許可)

第5条 特定公共物において次に掲げる行為をしようとする者は、町田市規則（以下「規則」という。）で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。  
許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 流水水面又は敷地を占用すること。
- (2) 工作物の新築、改築又は除去等を行うこと。
- (3) 流水を利用するため、これを停滞させ、又は引用すること。
- (4) 流水の方向、分量、幅員若しくは深淺又は敷地の現況に影響を及ぼす工事を行うこと。
- (5) 土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する工事（前各号に掲げる行為のため必要なものを除く。）を行うこと。
- (6) 生活排水、雨水又は汚水を放流すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた行為

2 市長は、前項の許可をする場合において、特定公共物の管理又は利用のため必要があると認めるときは、必要な条件を付することができる。

(許可の期間及び更新)

第6条 前条に基づく特定公共物の許可（以下「占用等の許可」という。）の期間は、5年以内とする。ただし、特定公共物の敷地に電柱、電線、水道管、下水道管、ガス管その他これらに類する施設を設置するときその他市長が特に必要があると認め

たときは、10年以内とすることができる。

- 2 占有等の許可を受けた者（以下「占有者等」という。）が、前項に規定する許可期間満了後引き続き占有等をしようとするときは、規則で定めるところにより、更新の申請をしなければならない。

（許可物件の維持管理等）

第7条 占有者等は、占有等の許可に係る工作物その他の物件（以下「許可物件」という。）を常に良好な状態に維持管理しなければならない。

- 2 占有者等は、占有等に起因して第三者に損害を与えたときは、占有者等の責任において損害賠償その他の損害を回復するために必要な措置を講じなければならない。
- 3 占有者等は、許可物件の維持管理の状況について、市長が報告を求めたときは、速やかに当該許可物件を調査し、報告しなければならない。

（占有料の徴収）

第8条 市長は、占有者（第5条第1項第1号又は第2号の行為に係る占有等の許可を受け、特定公共物を占有する者をいう。）から特定公共物の占有料を徴収する。

- 2 第2条第1号、第2号及び第3号に規定する特定公共物についての占有料の額は、別表第1に定めるところにより算出した額とする。
- 3 第2条第4号及び第5号に規定する特定公共物についての占有料の額は、別表第2に定めるところにより算出した額とする。

（督促及び延滞金）

第9条 占有料を納付期限内に納付しない者があるときは、期限経過後20日までに督促状を発する。

- 2 督促してもなお納付しない者に対しては、督促状の指定期日の翌日から納付の日までの日数に応じ占有料滞納額に年14.5パーセントの割合で計算した延滞金を徴収する。ただし、延滞金の額が100円未満である場合は、徴収しない。
- 3 災害、不測の事故その他市長がやむを得ない理由があると認めるときは、前項本文の規定による延滞金を免除することができる。

(平 2 3 条例 1 2 ・ 一部改正)

( 占用料の 不 還 付 )

第 1 0 条 既 納 の 占 用 料 は 還 付 し な い 。 た だ し 、 市 長 は 、 特 別 の 理 由 が あ る と 認 め た  
と き は 、 そ の 全 部 又 は 一 部 を 還 付 す る こ と が で き る 。

( 占用料の 減 免 )

第 1 1 条 市 長 は 、 特 別 の 理 由 が あ る と 認 め た と き は 、 占 用 料 を 減 額 し 、 又 は 免 除 す  
る こ と が で き る 。

( 検 査 )

第 1 2 条 占 用 等 の 許 可 を 受 け 、 特 定 公 共 物 に 関 し 工 事 を 行 っ た 者 は 、 当 該 工 事 が 完  
了 し た と き は 、 規 則 で 定 め る と ころ に よ り 、 検 査 を 受 け な け れ ば な ら な い 。

2 市 長 は 、 前 項 の 検 査 を し た 結 果 、 当 該 工 事 が 不 適 当 で あ る と 認 め た と き は 、 当 該  
占 用 者 等 に 対 し 、 是 正 の た め に 必 要 な 措 置 を 命 ず る こ と が で き る 。

( 地 位 の 承 継 )

第 1 3 条 占 用 者 等 に つ い て 相 続 又 は 合 併 が あ っ た と き は 、 相 続 人 又 は 合 併 後 存 続 す  
る 法 人 若 し く は 合 併 に よ り 設 立 さ れ た 法 人 は 、 占 用 者 等 の 地 位 を 承 継 す る 。 こ の 場  
合 に お い て 、 占 用 者 等 の 地 位 を 承 継 し た 者 は 、 規 則 で 定 め る と ころ に よ り 、 速 や か  
に 市 長 に 届 け 出 な け れ ば な ら な い 。

( 権 利 譲 渡 )

第 1 4 条 占 用 者 等 は 、 占 用 等 の 許 可 に 基 づ く 権 利 を 第 三 者 に 譲 渡 し よ う と す る と き  
は 、 市 長 の 承 認 を 受 け な け れ ば な ら な い 。

( 国 等 に 対 す る 特 例 )

第 1 5 条 国 又 は 他 の 地 方 公 共 団 体 ( 以 下 「 国 等 」 と い う 。 ) が 行 う 事 業 に つ い て は 、  
国 等 と 市 長 と の 協 議 が 成 立 す る こ と を も っ て 、 占 用 等 の 許 可 が あ っ た も の と み な す 。

( 原 状 回 復 の 義 務 )

第 1 6 条 占 用 者 等 は 、 占 用 等 の 許 可 の 期 間 が 満 了 し た と き 、 占 用 等 を 終 了 し た と き  
又 は 次 条 の 規 定 に よ り 占 用 等 の 許 可 を 取 り 消 さ れ た と き は 、 速 や か に 当 該 特 定 公 共

物を原状に回復し、かつ、その旨を市長に届け出て、検査を受けなければならない。  
ただし、市長が原状に回復をする必要がないと認めたときは、この限りでない。

(占有等の許可の取消し等)

第17条 市長は、次の各号の一に該当する者に対して、占有等の許可を取り消し、若しくは変更し、その条件を変更し、若しくは新たな条件を付加し、又は工作物の改築、移転若しくは除去を命ずることができる。

(1) この条例の規定又はこの条例の規定に基づく処分に違反した者

(2) 占有等の許可に付した条件に違反した者

(3) 偽りその他不正な手段により占有等の許可を受けた者

2 市長は、次の各号の一に該当するときは、占有者等に対して、前項に規定する処分をし、又は必要な措置を命ずることができる。

(1) 国等が、特定公共物に関する工事を施行するためやむを得ない必要が生じたとき。

(2) 占有者等以外の者に工事その他の行為を許可する公益上の必要が生じたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、特定公共物の保全又は利用について公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(損失補償)

第18条 市長は、前条第2項の規定による処分に関し、不利益を受けた者に対して通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(調査等のための立入り)

第19条 市長は、特定公共物に関する調査、測量若しくは工事又は特定公共物の維持のため、その職員を他人の土地に立ち入らせることができる。

2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合には、これを提示しなければならない。

(用途廃止)

第20条 市長は、特定公共物が次の各号の一に該当したときは、当該特定公共物の用途を廃止することができる。

- (1) 現況が機能を喪失し、将来とも機能回復する必要がないとき。
- (2) 代替施設の設置により、存置の必要がなくなったとき。
- (3) 地域開発等により、存置する必要がないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特定公共物として必要がないと認めたとき。

(費用負担)

第21条 この条例の規定又はこの条例の規定に基づく処分による義務を履行するために必要な費用は、市長が必要と認めた場合を除き、占有者等が負担しなければならない。

(占有等許可台帳)

第22条 市長は、占有等の許可の状況等を把握するため、占有等許可台帳を調製しなければならない。

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第24条 市長は、第4条の規定に違反した者に対しては、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に東京都から占有の許可を受けて占有している者及び東京都から放流の承認を受けて放流している者は、当該占有許可等の期間が満了する日とされた日までの期間は、この条例の規定に基づく占有等の許可を受けた者とみなす。この場合において、占有料については、この条例の規定により納付するもの

とする。

附 則（平成14年7月1日条例第28号）

（施行期日）

1 この条例は、平成14年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に占用の許可を受けているものに係る占用料の額については、平成14年度分に限り、なお従前の例による。

附 則（平成16年6月30日条例第39号）

（施行期日）

1 この条例は、平成16年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に占用の許可を受けているものに係る占用料の額については、平成16年度分に限り、なお従前の例による。

附 則（平成20年12月25日条例第50号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日条例第12号）

（施行期日）

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに占用の許可を受けているものに係る延滞金の徴収については、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月31日条例第21号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日条例第11号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日条例第12号）

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の期間に係る占用料について適用し、同日前の期間に係る占用料については、なお従前の例による。

別表第1 (第8条関係)

(平16条例39・平20条例50・平27条例21・平29条例11・令3条例12・一部改正)

種別	占用の内容	単位	占用料(円)
第1種	1 橋りょう(添架物を含む。)の設置を目的とするもの(第2種の項第3号に掲げるものを除く。) 2 河川、水路、橋りょう及び兼用工作物に関する工事その他これに類する工事のための工事用詰所、事務所その他の仮設工作物の設置を目的とするもの	1平方メートルにつき1年	1,125
第2種	1 給排水等河川又は水路を直接に利用するための生活関連施設の設置を目的とするもの 2 出入口のための通路、橋りょうを原状のまま使用することを目的とするもの 3 出入口のための橋りょうの設置を目的とするもの		787

第 3 種	1 ガス若しくは電力の供給事業又は電 気通信事業のための工作物の埋設を目 的とするもの  2 軌道事業又は鉄道事業のための軌道 (橋りょうを含む。)の設置を目的とす るもの	3 3 7
第 4 種	電線その他これに類する架空線の設置 を目的とするもの	5 6 2
第 5 種	電気通信事業のための電柱(本柱、支柱、 支線柱及び支線をいう。)の設置を目的と するもの	1, 1 2 5
第 6 種	電力の供給事業のための鉄塔の設置を 目的とするもの	1, 1 2 5
第 7 種	第1種の項から第6種の項までに属さ ないもの	1, 1 2 5

備考

- (1) 電線その他これに類する架空線については、支持物(電柱、鉄塔等)の腕木、張り出し(アーム)等の幅員に延長を乗じて得た面積を占有するものとみなす。ただし、これによることが困難なものについては、幅員を30センチメートルとし、これに延長を乗じて得た面積を占有するものとみなす。
- (2) ガス管、ケーブル、水道管その他の地下埋設物(開削によらずに埋設するものを除く。)については、掘削部分の幅に延長を乗じて得た面積を占有す

るものとみなす。

(3) 1平方メートル未満の占用面積又は占用面積における1平方メートル未満の端数は、1平方メートルとして計算する。

(4) 占用が年度の中途において開始し、又は終了するときの当該年度の占用料は、月割りにより計算した額（その額が100円未満のときは100円）とする。

(5) 占用期間の月数は、占用を始める日の属する月から占用が終わる日の属する月までの月数とする。

(6) 前2号の規定により計算した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

別表第2（第8条関係）

（平16条例39・平23条例12・平27条例21・令3条例12・一部改正）

占用物件		単位	占用料（円）
1 電柱、 電話柱、 電線、変 圧塔、郵 便差出 箱、公衆 電話所、 広告塔そ の他これ らに類す	第1種電柱	1本につき1年	1,490
	第2種電柱		2,280
	第3種電柱		3,080
	第1種電話柱		1,320
	第2種電話柱		2,140
	第3種電話柱		2,910
	その他の柱類		130
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	13

る工作物	地下電線その他地下に設ける線類		8
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	1,300
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	790
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	2,610
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	8,800
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	2,650
2 水道管、下水道管、ガス管その他これらに類する管類	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	55
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		79
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		120
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		150
	外径が0.2メートル以上		230

	0.3メートル未満のもの			
	外径が0.3メートル以上		310	
	0.4メートル未満のもの			
	外径が0.4メートル以上		550	
	0.7メートル未満のもの			
	外径が0.7メートル以上		790	
	1メートル未満のもの			
	外径が1メートル以上のもの		1,590	
3	鉄道、軌道その他これらに類する施設		占用面積1平方メートルにつき1年	
4	歩廊その他これに類する施設		2,610	
5	地下街、地下室及び通路その他これに類する施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額
			階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額
			階数が3以上のもの	Aに0.008を乗じて得た額
		上空に設ける通路		4,950
		地下に設ける通路		2,970
		その他のもの		2,610
	6	露店、商品置場	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日
			88	

等	商品置場その他これに類するもの		占用面積1平方メートルにつき1年	8,800
7	看板（アーチ式であるものを除く。）		表示面積1平方メートルにつき1年	8,800
8	標識		1本につき1年	2,140
9	旗ざお及び幕	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートル又は1本につき1日	88
		その他のもの	占用面積1平方メートル又は1本につき1年	8,800
10	アーチ式工作物	車道を横断するもの	1基につき1年	88,000
		その他のもの		44,000
11	太陽光発電設備及び風力発電設備		占用面積1平方メートルにつき1年	2,610
12	工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設及び工事用材料の置場		占用面積1平方メートルにつき1年	8,800
13	仮設小屋、仮設店舗、工事用建物その他の仮設建築物及び仮設収容施設			2,650
14	トンネルの上又は高架	建築物		階数が1のもの
			階数が2のもの	Aに0.008を

の道路の 路面下に 設ける店 舗、倉庫、 住宅、駐 車場その 他これら に類する 施設			乗じて得た額
		階数が3のもの	Aに0.011を 乗じて得た額
		階数が4以上の もの	Aに0.012を 乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.006を 乗じて得た額
1.5 道路の区域内の地面に設ける自転車（側車付きのものを除く。）、原動機付自転車（側車付きのものを除く。）又は道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定する小型自動車若しくは軽自動車で二輪のもの（いずれも側車付きのものを除く。）を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具（1.4の項に掲げるものに設けるものを除く。）		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.024を 乗じて得た額

備考

- (1) 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

(2) 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

(3) 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

(4) 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。ただし、看板で両面を使用するものは、裏面の表示面積については5割減とする。

(5) Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。

(6) 1平方メートル未満の表示面積若しくは占有面積又はこれらの面積における1平方メートル未満の端数は、1平方メートルとして計算する。

(7) 許可物件の長さが1メートル未満である場合のその長さ又は許可物件の長さにおける1メートル未満の端数は、1メートルとして計算する。

(8) 占用料の額が年額で定められている許可物件に係る占用が年度の中途において開始し、又は終了するときの当該年度の占用料は、月割りにより計算した額（その額が100円未満のときは100円）とする。

(9) 前号に規定する月割計算をする場合において、1月未満の端数が生じたときは、1月として計算するものとする。

なお、占用の期間が30日に満たないものについては、1月として計算するものとする。

(10) 前2号の規定により計算した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。